

兵庫県公立大学法人教職員住宅規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員住宅の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員をいう。
- (2) 教職員住宅 法人が教職員の福利厚生を図る目的で教職員及びその家族等を入居させるために設置する住宅及びその附帯施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(入居資格)

第3条 教職員住宅に入居することができる者は、教職員のうち、次の各号に掲げる条件を備えるものでなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 主として教職員の収入によりその者に係る前号の親族の生計を維持している者であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が適当と認めるときは、同項第3号の要件のみを備えている教職員についても教職員住宅に入居させることができる。

(入居の申込み)

第4条 教職員住宅に入居しようとする者は、所定の申請書を理事長に提出しなければならない。

(入居者の決定)

第5条 理事長は、教職員住宅入居申込書を受理したときは、当該書類の内容を審査するとともに、その実情の調査を行い、住宅の困窮程度の高い者から教職員住宅の入居の許可の決定をするものとする。ただし、住宅の困窮の程

度が同程度の者が2人以上ある場合には、抽せんによりこれを決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により、入居者を決定したときは、当該教職員に通知する。

(入居期日)

第6条 前条の規定により入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、当該許可書に掲げられた期日までに教職員住宅に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該期日までに教職員住宅に入居することができないときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 教職員住宅の使用料の額は月額とし、別に定める。

2 新たに教職員住宅の入居の許可を受け、又は教職員住宅を明け渡した場合におけるその月分の使用料の額は、日割により計算した額とする。

(使用料の納付)

第8条 使用料は、別に指定する期日までに納入しなければならない。

(入居者の保管義務)

第9条 入居者は、善良な管理者としての注意を払い、教職員住宅を正常な状態において維持管理しなければならない。

2 入居者は、その責めに帰すべき理由により教職員住宅を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく理事長にその旨を報告するとともに、これを原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合の原状回復又は損害賠償については、この限りでない。

(入居者の費用負担義務)

第10条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、天災地変によって要する費用については、法人が負担するものとする。

- (1) 畳、風呂、建具その他建物の構造上重要でない部分の修繕に要する費
- (2) 給水せん、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (3) 電気、ガス及び上下水道の使用料
- (4) 教職員住宅の内外の清掃及び汚物処理に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、入居者が通常負担しなければならない費用

(修繕を要する個所の報告)

第11条 入居者は、入居に係る教職員住宅について法人が負担すべきであると認められる修繕個所があるときは、理事長にその旨を報告しなければならない。

(転貸等の禁止)

第12条 入居者は、教職員住宅を他人に貸し付け、又は入居の権利を他人に譲渡してはならない。

(同居者の異動)

第13条 入居者は、当該教職員住宅に他の者を同居させようとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

(入居許可の取消し)

第14条 理事長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消すことがある。

- (1) 第6条に規定する期日までに入居しないとき。
- (2) 使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (3) 現に入居している教職員住宅を特別の理由なく継続して1箇月以上使用しないとき。
- (4) その他この規程に違反したとき。

(教職員住宅の明渡し)

第15条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に教職員住宅を明け渡さなければならない。

- (1) 第3条に規定する入居の資格を失ったとき。
 - (2) 前条の規定により入居の許可を取り消されたとき。
- 2 入居者は、前項の規定により教職員住宅を明け渡さなければならない場合には、移転料その他の金銭を法人に請求することはできない。

(明渡しの猶予)

第16条 入居者は、前条第1項の場合において、やむを得ない理由により同項の期間内に教職員住宅を明け渡すことができないときは、理事長に申請して、6箇月（理事長が特に必要があると認めるときはその期間）の範囲内で教職員住宅の明渡しの猶予を受けることができる。

(教職員住宅の明渡し努力義務)

第17条 入居者は、入居期間が通算して満15年に達する月までに当該教職員住宅を明け渡すように努力しなければならない。

(退去届及び検査)

第18条 入居者は、教職員住宅を明け渡そうとするときは、その7日前までに理事長に届け出なければならない。

2 入居者は、教職員住宅を明け渡すときは、教職員住宅を正常な状態におき、理事長の指定する者の検査を受けなければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に教職員住宅に入居している者は、この規程に基づいて入居した者とみなす。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。